

保育施設において不適切な保育が疑われる場合の相談窓口

郡山市内の認可保育所（園）や認定こども園、認可外保育施設などにおいて、施設職員による児童への不適切な保育があった場合は、速やかにご連絡ください。

※相談された方の秘密は守られます。いただいた個人情報については、厳重に取り扱い、相談内容の確認などのために使用します。

不適切な保育とは

「不適切な保育」とは、「保育施設での保育士などによる子どもへのかかわりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要する行為」と解されています。

不適切な保育の行動類型

不適切な保育の具体的な行動類型としては、例えば、次のようなものが考えられます。

1. 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
2. 物事を強要するような関わり・脅迫的な関わり
3. 罰を与える・乱暴な関わり
4. 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
5. 差別的な関わり

☆ 注意事項 ☆

- ・匿名での相談も可能です。相談者の個人情報は厳守します。
- ・保育施設への一般的な苦情・問い合わせもご相談いただけますが、まず各保育施設における「苦情等解決制度」をご活用ください。



相談連絡先: 郡山市保育課 024-924-3541